

職員の勤務労働条件について（交渉議事録）

日 時 令和元年 8 月 27 日（火曜日）17 時 45 分から 18 時 00 分
場 所 西区役所 502 会議室
出席者 西区 総務課長、総務課担当係長
市職 支部長

交渉議事録

（区①）

ただいまより、職員の勤務労働条件について提案させていただく。

平成 31 年 4 月から労働基準法及び人事院規則の改正により本市でも時間外勤務時間の上限規制が導入されたことに伴い、職員の長時間勤務による健康上の問題の発生などを避けるため、西区役所職員の勤務時間の割振り変更を行うこととしたい。

それでは、提案書をご覧ください。

1 点目は、西区区政会議についてである。区政会議は区長の所管に属する施策及び事業について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する行政運営上の会合であり、年 3 回、午後 7 時から午後 9 時までの 2 時間、超過勤務で対応を行っている。

2 点目は、西区教育会議についてである。教育会議は教育委員会事務局西区担当教育次長が、その所管に属する教育の振興に係る施策及び事業並びにこれに関連する分野の施策及び事業について、その立案段階から保護者及び地域住民その他の関係者等の意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に関し意見を聴くことを目的として開催する行政運営上の会合であり、年 2 回、午後 7 時から午後 9 時までの 2 時間、超過勤務で対応を行っている。

勤務時間変更理由としては職員の長時間勤務による健康上の問題の発生を避け、夜間の勤務による時間外勤務の軽減を図るためである。

対象職員は、区政会議出席職員、総務課教育グループの職員と考えている。

勤務時間の変更内容としては、現行勤務時間 9 時から 17 時 30 分、休憩時間 12 時 15 分から 13 時までを 12 時 30 分から 21 時まで、休憩時間 17 時 30 分から 18 時 15 分までとしたい。

実施開始日は、令和元年 9 月 1 日とし、会議に参加させる必要がある場合は、管理監督者が担当内業務の体制確保の可否を総合的に勘案した上で、1 週間以上前に当該職員へ勤務時間の変更を命令し、窓口対応等に支障をきたさないようにしたい。

提案については以上である。ご理解いただき、協議をお願いする。

（組合①）

ただいま、総務課長より提案を受けたが、具体的な内容についての協議は了承である。今後も業務実施にあたりお互いに協力していくことをお願いして、本日の交渉を終えることとする。